

令和8年度新潟県医師養成修学資金貸与制度 「重点コース（東邦大学医学部「新潟県地域枠」）」 のご案内

新潟県医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対し、新潟県が貸与資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が貸与するものです。

今回、東邦大学医学部の「推薦入試（公募制－新潟県地域枠）」又は「一般入試（新潟県地域枠）」を受験される皆様へ「重点コース（東邦大学医学部「新潟県地域枠」）」修学資金貸与制度についてご案内します。

「重点コース（東邦大学医学部「新潟県地域枠」）」申請要件

- 東邦大学医学部「推薦入試（公募制－新潟県地域枠）」又は「一般入試（新潟県地域枠）」出願資格を満たしていること
 - 新潟県の地域医療に貢献する意欲を有すること
 - 新潟県が設定する修学資金を受給し、卒業して医師免許取得後、新潟県が指定する医師不足地域の医療機関等に9年間勤務（※）する意志のあること
- （※ 初期臨床研修の2年間を含みます。9年間勤務することによって、修学資金の返還が全額免除されます。）

制度概要

貸与額	月額 30 万円、年額 360 万円（6年間貸与総額 2,160 万円）
貸与人数	8 人（推薦入試（公募制－新潟県地域枠） 6 名 / 一般入試（新潟県地域枠） 2 名）
貸与期間	入学した年の4月から卒業の月まで（貸与期間は正規の修業年限に限ります）
対象者	東邦大学医学部「推薦入試（公募制－新潟県地域枠）」又は「一般入試（新潟県地域枠）」に合格して入学する方
所得制限	なし
その他	将来の診療科の選択については、特に地域医療に貢献できる内科・総合診療科等を推奨します。

申請書類等

申請書類	① 新潟県医師養成修学資金貸与申請書（第1号様式） ② 誓約書（第2号様式） ③ 同意書（第2号様式の2） ④ 修学資金振込先等連絡用紙	①～③は出願時 ④は入学手続き時に 提出してください
保証人	修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する者として、2人の保証人が必要です。 ※保証人のうち1人は以下の方としてください。 ● 貸与を受けようとする者が未成年の場合：法定代理人 ● 貸与を受けようとする者が成年者の場合：父母兄弟又はこれに代わる方	

提出期間

「①新潟県医師養成修学資金貸与申請書」「②誓約書」「③同意書」

◆推薦入試（公募制－新潟県地域枠）

令和7年11月1日（土）～令和7年11月12日（水）まで

◆一般入試（新潟県地域枠）

令和7年12月15日（月）～令和8年1月27日（火）まで

提出方法

医師ナビにいがた又は東邦大学ホームページから上記①～③をダウンロードし、入学試験出願書類とあわせて、指定された期日までに東邦大学に提出してください。

- 申請書類の送付先や提出期限等については、東邦大学医学部「推薦入試（公募制－新潟県地域枠）」又は「一般入試（新潟県地域枠）」学生募集要項により必ずご確認ください。
- 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。また、提出された書類は返却しません。
- なお、「④修学資金振込先等連絡用紙」は、東邦大学から地域枠合格者に対して、合格通知書及び入学手続書類と同時に送付されますので、東邦大学が指定した期日までに大学へ提出してください。

貸与決定等

選考方法

東邦大学医学部が実施する「推薦入試（公募制－新潟県地域枠）」又は「一般入試（新潟県地域枠）」において、本県地域医療に貢献したいという意志等を確認し、最終的に同試験に合格して入学手続きを行った者を修学生として決定します。

貸与決定までの流れ(予定)

～2月末頃

申請書類等の審査等

4月上旬頃

貸与決定（貸与決定通知書等を送付）

4月末頃

1回目の修学資金の振込（以降、毎月振込）

留意事項

修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況（貸与決定者の大学名、性別、人数等）を公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

貸与決定後

貸与決定の翌年度以降、学業状況の確認や新年度の貸与手続きのため、学業成績表と現況報告書を毎年提出していただきます。（公財）新潟医学振興会より案内がありますので、指定された期日までに必ず提出してください。

卒前

在学中は、キャリア形成卒前支援プランに基づき、地域医療実習や個別面談等を行います。

地域医療実習

新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する実習（2～3日間程度）に毎年（1年生～5年生まで）必ず参加すること。

※大学所在地からの旅費は、県の旅費規程に基づき算定した額を、（公財）新潟医学振興会から支給します。

卒業後

卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき新潟県内で勤務していただきます。

医師免許

大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。

臨床研修

医師免許取得後、直ちに、**新潟県内の臨床研修病院**で臨床研修に従事すること。

勤務する医療機関の指定等

臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること。

指定する医療機関は、医師の確保を特に図るべき区域などの病院等となります。
（注1・注2）

ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関を指定することがあります。

注1：医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

注2：なお、義務年限に含まれるキャリア形成のための研修（5年目以降の2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設で行うこととなりますので、この限りではありません。

義務年限

9年間（臨床研修を含む）

＜ 本コースの修学資金貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン ＞

学生	義務履行期間								
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
修学	臨床研修 （県内2年間）		指定する医療機関に勤務（1～2年ごとにローテート） ※キャリア形成のための研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能 （ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に参入されません。） ※一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能						

※卒業後のキャリアモデル例はFAQの別紙参照

義務年限の進行の停止

義務履行期間中の出産、県外・海外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行年限には算入されません。

本人の死亡等

修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

貸与停止

修学生が次の①～⑤のいずれかに該当したときは、以降の貸与を停止します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなつたと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ④ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。
- ⑤ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

貸与休止

留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。

貸与保留

正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。

返還

返還が必要な場合

修学生は、次の①～④のいずれかに該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与停止」参照）。
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- ③ 医師免許を取得後、定められた臨床研修に従事しなかったとき。
- ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。

返還利息

返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。

延滞利息

正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。

返還の一部免除

医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。

【返還を免除できる額の計算式】

返還免除額 = 返還総額 × （ 従事勤務期間 / 義務履行期間 ）

Q 地域枠学生は、他の学生と違う教育を受けるのですか？

- A** 東邦大学では、全ての授業、実習について全く同じ内容を学習します。それとは別に、毎年8月に2～3日間程度、他大学地域枠の学生や自治医科大学の学生等と合同で行う夏季実習に参加していただきます。内容としては、病院実習やグループワークなど地域医療を体験するとともに学生同士の交流を深める場となります。

Q キャリア形成卒前支援プランとは何を行うのですか？

- A** 地域枠等学生の方が、卒業後のキャリアを描けるように支援をすることを目的に、大学の協力を得て策定したものです。卒後のキャリア形成や新潟県内の医療・地域医療・生活等を知っていただくため、本プランに基づき、大学在学中から様々な取組を実施します。具体的には、夏季等に行う地域医療実習や、個別面談などを予定しております。

Q キャリア形成プログラムとは何ですか？

- A** キャリア形成プログラムとは、地域枠等の方の指定勤務期間、勤務先となる医療機関、取得可能な専門医等の資格、指定勤務の猶予期間（配慮事情）等を記載した大学卒業後の勤務に係るプログラムのことです。大学卒業後は、本プログラムに基づいて、新潟県内で勤務していただくことになります。

Q 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

- A** 新潟県内の基幹型臨床研修病院で行うことになります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

- A** 医師の確保を特に図るべき区域などに所在する病院から県が指定します。
なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

Q 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

- A** 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q 義務履行期間（指定勤務期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

- A** 別紙のモデル例のようなイメージになります。
一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q 診療科の選択に制限はありますか？

- A** 県では、特に地域医療に貢献できる内科・総合診療科等を推奨しますが、将来目指す診療科の選択に制限は設けていません。
なお、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうことになります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することになります。

Q 専門医にはなれますか？

A 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒後5年目以降の2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q 大学院への進学は可能ですか？

A 可能です。

大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の履行を一時中断し、後に延ばすことで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務の履行を継続しながら、大学等での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q 海外留学や県外研修は可能ですか？

A 可能です。

所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合には、指定医療機関での勤務を一時中断して、海外留学等を行うことは可能です。

Q 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

A 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、指定医療機関での勤務を一時中断して取得することが可能です。

Q 卒後5年目以降の2年間の研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

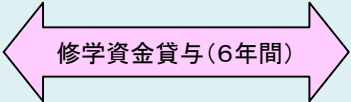
A 義務年限の9年間はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合に限り、指定医療機関での勤務を一時中断して行うことになります。

Q 「保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします」とありますが、もう1人はどのような者が可能でしょうか？

A 本制度は、修学資金の返還を目的とした貸付ではありません。

修学資金の貸与を受けた修学生が、返還免除の義務要件の履行が困難になった際に、本人に代わり返還が可能な方をお願いします。

卒業後のキャリアモデル例(FAQの別紙)

	医学部在学年数						卒後年数（指定勤務期間9年間（貸与6年×1.5））								
年数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分							臨床研修		指定勤務 （医師少数区域）		研修 （県内全域）		指定勤務 （医師少数区域）		
想定される勤務先等	医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院 又は県内の臨床研修病院		医師の確保を特に図るべき区域などの病院 ※注1		原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設 ※注2		医師の確保を特に図るべき区域などの病院・診療所 ※注1		
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 （ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい）		診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成		選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修		選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
配置方針							○ マッチングに参加し、県内の臨床研修病院を本人が選択		○ 幅広い診療能力を養成できる地域中核病院に配置し、周辺の地域医療病院をサポート ○ 週1日程度の研修日を設けるなど、研修環境に配慮する		○ 卒後3～4年目に研修（県内全域）を行うことはできない（総合的な研修を希望する場合を除く）		○ 選択した診療科の医師として地域で勤務 ○ 病院に勤務しながら、同じ圏域内の診療所をサポートする場合を含む ○ 各圏域において中心的役割を担う公的病院に対しては、増員された人数に応じて、同じ圏域内の地域病院への医師派遣を依頼する		
・この間、県外・海外研修や大学院進学も可能															

- ・この間、県外・海外研修や大学院進学も可能
(総合的な研修を希望する場合は3年目から取得可能)
ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
- ・大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいう。

注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。

※ 県修学生の配置は、従来の大学からの派遣と同一ではないことを、大学、修学生、配置先病院に対し確認をしていく。

この案内に掲げる医師養成修学資金貸与制度については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、（公財）新潟医学振興会ホームページ（<http://www.niigata-mf.or.jp/>）及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表参照）からご覧いただけます。

掲載ページURL

- 「医師ナビにいがた」サポートページ

<https://www.ishinavi-niigata.jp/support/>

- 「医師ナビにいがた」医師養成修学資金新潟県地域枠紹介ページ

<https://www.ishinavi-niigata.jp/try-for/igakubuchiikiwaku/>



貸与規則等

上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている

- 東邦大学医学部「新潟県地域枠」貸与事業実施規則（PDFファイル）
- 東邦大学医学部「新潟県地域枠」貸与事業実施規程（PDFファイル）
- 東邦大学医学部「新潟県地域枠」貸与事業各種様式（PDFファイル）

によりご確認ください。

修学資金制度についてのお問い合わせ先

修学資金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

※申請書類等の提出先ではありませんのでご注意ください。

< 手続きに関すること >

公益財団法人新潟医学振興会

〒 951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757 （新潟大学医学部内）

TEL 025-227-2176 FAX 025-225-5555

Mail medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL <http://www.niigata-mf.or.jp/>

< 修学資金制度・卒業後のキャリアに関すること >

新潟県 福祉保健部 医師・看護職員確保対策課

〒 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5960 FAX 025-284-0277

Mail ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL <https://www.ishinavi-niigata.jp/>